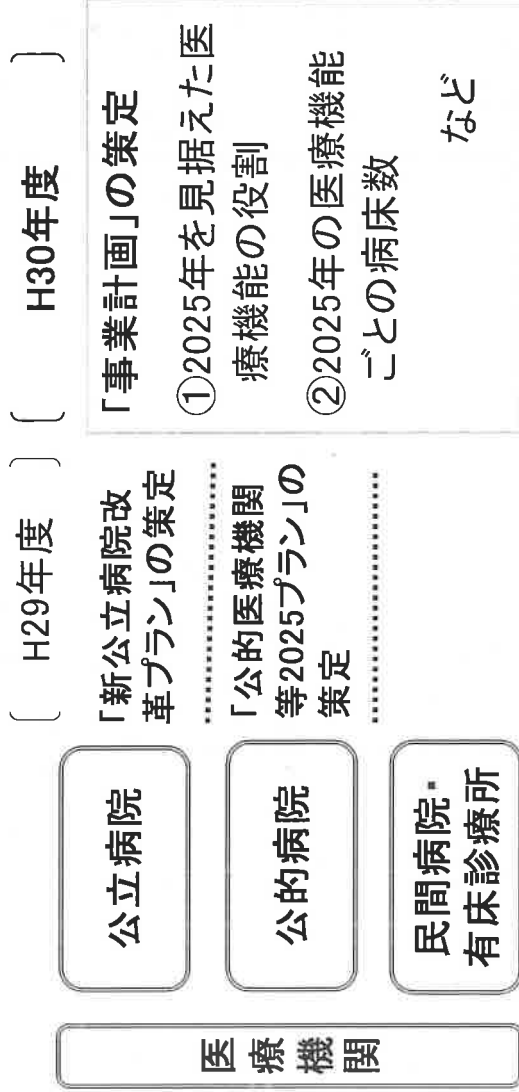


平成30年度 地域医療構想の推進に向けた進め方

- ①地域医療構想は平成28年度に、医療計画は平成29年度に策定したところである。
- ②今後は、地域医療構想調整会議を通じて、医療圏ごとにその具体化に向けた検討を進める。
- ③具体的には、病院等において、医療機能の役割、病床数等に関する計画を策定し、各地域医療構想調整会議において協議を進める。

1. 地域医療構想調整会議における協議

(1)医療機関における2025年に向けた検討



(2)地域医療構想調整会議における協議

- 第1回
- ①H29年度病床機能報告について
 - ②介護医療院、病棟再編・在宅医療の取組の紹介
- 第2回
- ①公立病院・公的病院の事業計画について
 - ②介護医療院、病棟再編・在宅医療の取組の紹介
- 第3回
- ①民間病院・有床診療所の事業計画について
 - ②医療機関の事業計画のとりまとめ
 - ③医療機能の分類に関する定量的な基準

2. 医療審議会への報告・協議

- 各地域医療構想調整会議における事業計画のとりまとめ等の報告及び協議

平成30年度「地域医療推進対策協議会、地域医療構想調整会議及び
地域医療と介護の体制整備に係る協議の場」の概要

1. 開催状況

圏域	開催日		
	第1回	第2回	第3回
新川	平成30年7月20日	平成30年10月26日	平成31年2月22日
富山	平成30年7月18日	平成30年10月31日	平成31年2月18日
高岡	平成30年7月9日	平成30年11月7日	平成31年2月5日
砺波	平成30年7月11日	平成30年11月8日	平成31年2月21日

2. 協議・報告内容

(1) 全ての圏域に共通した内容

- ・医療計画の推進に向けた病院・有床診療所の事業計画
(2025年を見据えた医療機能の役割や病床数等)
- ・地域医療構想の推進に向けた医療機能の分類に関する定量的な基準
- ・療養病床から介護医療院への転換の状況

(2) 各圏域での内容

圏域	内容
新川	<ul style="list-style-type: none"> ・公的・公立病院の新改革プラン等の取組みについて ・新川医療圏の一般病床、療養病床の状況について ・新川地域医療推進対策協議会各部会開催状況について ・新川厚生センターが推進する在宅医療・介護連携事業について
富山	<ul style="list-style-type: none"> ・病院関係者等との「富山地域医療構想に係る意見交換の場」開催結果について ・富山市立富山まちなか病院の設置について ・富山医療圏の一般病床、療養病床の状況について ・富山地域医療推進対策協議会各部会について ・中部厚生センターが推進する在宅医療・介護連携事業について
高岡	<ul style="list-style-type: none"> ・高岡医療圏の現状と課題について ・高岡医療圏における医療機関の連携状況について ・へき地医療拠点病院指定について ・高岡医療圏におけるリハビリテーションの連携体制等について
砺波	<ul style="list-style-type: none"> ・砺波医療圏の療養病床について ・砺波医療圏の疾病別の受療動向について ・砺波地域医療推進対策協議会各部会について ・砺波医療圏の医療機関リストについて

【地域医療構想調整会議におけるデータ提示による協議(抜粋)】

- 医療機能別の医療機能報告状況(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)
- 一般病床の許可病床数、病床稼働率と平均在院日数の状況
- 高度急性期、急性期病棟の平均在棟日数の状況
- 高度急性期・急性期を選択した病棟におけるレセプト件数(手術総数、地域包括ケア入院医療管理料等)の状況
- 慢性期病棟からの退院先(家庭、転院、死亡等)
- 慢性期機能の病床を有する病院の診療状況(ドレーン法、人工呼吸等)
- 在宅医療(訪問診療実施の医療機関等)の状況
- 医療機関の連携状況(回復期病棟入棟患者の入棟前の場所、紹介率・逆紹介率、地域連携パス等)
- 受療動向(脳血管障害患者等の入院・外来の動向)

基本的な考え方

○外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、また、医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている等の状況を踏まえ、(1) 外来機能に関する情報を可視化し、(2) その情報を新規開業者等へ情報提供するとともに、(3) 地域の医療関係者等において外来医療機関での機能分化・連携の方針等について協議を行うことが必要である。

対策のコンセプト

(1) 外来医療機能に関する情報の可視化

○医師偏在の度合いが指標により示されることにより、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握が可能になる。

(2) 新規開業者等への情報提供

○可視化された情報を、新たに開業しようとしている医療関係者等が自主的な経営判断を行うに当たっての有益な情報として提供する。

(3) 外来医療に関する協議の場の設置

○可視化する情報の内容の協議

・可視化する情報の内容について、より詳細な付加情報（地域ごとの疾病構造・患者の受療行動等）を加えたり、機微に触れる情報（患者のプライバシー・経営情報等）を除いたりといった対応のために、地域の医療関係者等が事前に協議を行い、より有益な情報とする。

○地域での機能分化・連携方針等の協議

・充実が必要な外来機能や充足している外来機能に関する外来医療機関間の機能分化・連携の方針等（救急医療提供体制の構築、グループ診療の構築、医療設備・機器等の共同利用等）について地域の医療関係者等と協議を行い、地域ごとに方針決定できるようにする。

上記の協議については、地域医療構想調整会議を活用することができる。